

令和3年第9回稲沢市農業委員会総会会議録

令和3年9月27日 産業会館大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	近藤 晴義	2番	堀田 正彦
3番	櫻井 二子		
5番	永井 伸治	6番	永井 龍右
7番	杉村 由幸	8番	瀧 信義
9番	山田 英茂	10番	長谷川 淳一
11番	後藤 広高	12番	山内 則彦
13番	浅野 早苗	17番	近藤 豊光
15番	渡邊 晃一	16番	田中 倫雄
17番	近藤 豊光	18番	野村 高司
19番	竹田 八重子		

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
4番	吉田 高雄		

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広		

【農務課】出席者

主幹	川口 善徳	主任	西川 敦
主事	後藤 涼		

午後13時58分開会

【事務局】

定刻より少し前ですが、始めさせていただきます。

本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用、会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から、令和3年第9回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、吉田高雄委員の1名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」となっておりますので、近藤会長、議事進行をよろしく申し上げます。

【会長】

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

私ども農業委員は今月末をもって任期満了となりますので、今回が最後の農業委員会となります。最後まで、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、只今から、令和3年第9回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は18人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、5番永井伸治君、8番瀧信義君を指名いたします。

次に日程第2議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件です。3ページをお願いいたします。

番号1番と4ページの番号8番は受人が同一であるため一括で説明します。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

4ページをお願いします。

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

登記地目は田ですが、現況は畑です。

売買での所有権移転です。

受人は、安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。

受人は現在4,931㎡の農地を経営しており、個人で年間250日農業に従事しています

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は農地を所有することのできる農地所有適格法人であり、現在498,098㎡の農地を経営しております。また、常時従事者数は3名で、年間750日従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子関係にあり、後継者へ贈与するものです。

受人は現在17,560㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では400日農業に従事しています。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は親子関係にあり、後継者へ贈与するものです。

受人は現在16,013㎡の農地を経営しており、個人で年間150日と100日農業に従事しています。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

また、申請地は、現在土地改良中であり、この一時利用地につきましては、備考に記載のとおりとなっています。

受人は安定した農業経営をするため、規模拡大し、申請地を取得するものです。

受人は、現在580,486.24㎡の農地を経営しており、個人で年間300日、世帯では1,280日農業に従事しています。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は兄弟関係にあり、受人は申請地を取得し、規模拡大をはかるものです。

受人は現在5,586.45㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では300日農業

に従事しています。

4ページをお願いします。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人と渡人は、親子関係にあり、後継者へ継承するものです。

受人は現在4,912㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では500日農業に従事しています。

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は、親子関係にあり、後継者へ継承するものです。

受人は現在6,972㎡の農地を経営しており、個人で年間70日、世帯では460日農業に従事しています。

(番号10申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人は、安定した農業経営をするため、規模拡大し申請地を取得するものです。

受人は現在4,348㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では150日農業に従事しています。

5ページをお願いします。

申請件数は合計10件、移動の土地は、田14筆5,065㎡、畑3筆1,004㎡、合計6,069㎡です。

以上10件につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議事参与の制限により、永井龍右委員、瀧信義委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願いします。

議案第48号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第49号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

6ページをお願いします。議案第49号農地法第4条の規定による許可申請についてです。農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

つづきまして、7ページをお願いします。

(番号1申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは自己用住宅を建築します。農地区分は第1種農地です。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号3申請地、地目、面積、申請事由朗読)

こちらは貸し駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

8ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は、3件、転用の土地は、畑1筆 495㎡、田2筆 646㎡ 合計 1,141㎡です。

以上4条の申請3件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第49号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第50号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

9 ページをお願いします。議案第 50 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。先に所有権移転案件から説明させていただきます。10 ページをお願いします。

(番号 1 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場・資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

(番号 2 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分譲住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

(番号 3 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

(番号 4 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは雑種地 664 m²を一体利用し資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

11 ページをお願いします。

(番号 5 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは宅地 254.54 m²を一体利用し通路・カーポートを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

(番号 6 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

(番号 7 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 2 種農地です。

(番号 8 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第 3 種農地です。

つづきまして、12 ページをお願いします。ここからは権利設定の案件です。

(番号 9 申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは水道工事における配水池耐震補強工事によって、現場事務所及び駐車場を設置す

るために一時的に転用します。転用期間につきましては、令和3年10月12日から令和4年3月31日までの5カ月19日間です。農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは宅地414㎡を一体利用し駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは宅地133.88㎡を一体利用し分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号17申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは美容院を建築します。農地区分は第3種農地です。

(番号18申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続しているため許可要件を満たします。

(番号19申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは5条の7番で説明しました分家住宅と同一敷地案件です。農地区分は第2種農地です。

(番号20申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第3種農地です。

つづきまして、13ページの総括表をご覧ください。5条の申請件数は19件、転用の土地田12筆4,370㎡、畑18筆5,386㎡ 合計9,756㎡です。

以上5条申請19件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第50号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第51号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案14ページをお願いします。

議案第51号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更を次のとおり受理したので、同法施行規則第3条の2の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出会長名でございます。

(議案説明)

(申出11件、内除外11件、田5,755㎡、畑1,679㎡、合計7,434㎡)

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第51号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

次に日程第6議案第52号農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【農務課】

総会提出議案18ページをお願いします。

議案第52号農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取について、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を別紙のとおり受理したので、同法施行規則第2条の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出会長名でございます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明させていただきます。

別添資料は3つありまして、

一つが改正後の本文

一つが構想の本文の新旧対照表

一つが作目ごとの個票の新旧対照表

となります。

まず、基本構想とはどのようなものかということですが、

基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第5条第1項に基づき愛知県が作成する基本方針に即して、稲沢市が独自に定めるものです。

この基本構想は、稲沢市において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指数や、農業経営者に対する農用地の利用目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定めており、稲沢市の将来の農業の方向性、特にその中で育成していく経営体制の展望を示すものであります。

また、この基本構想は農業振興の各種施策において、事業を実施する際の根拠として欠かせないものとなっております。

今回は令和3年4月に愛知県の基本方針が改正されたことを受け、農業経営基盤強化促進法第6条第3項に基づき、稲沢市の基本構想も併せて改正することになりました。

それでは説明に入りますが、基本構想は大変文章の量が多く、すべてを読み上げますと大変時間がかかるため、本文ではなく、新旧対照表を用いて主な変更点のみを抜粋して説明させていただきます。

まず、構想の本文の新旧対照表をご確認ください。

左が現行、右が改正後で、改正点には下線が引いてあります。

主な変更点ですが、

構想全体にわたる変更点として、

農地利用集積円滑化事業が令和2年4月に廃止されたため、農地利用集積円滑化事業に関する項目、文言の削除を行いました。

また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの各種補助金の名称の変更を行いました。また、愛知県の「基本方針」や法令等を参考にして、「農業経営体」を「基幹経営体」に修正したり、「農業改良普及課」を「尾張農林水産事務所」に修正するなど、文言の修正を行いました。

4ページ中ほどをお願いします。認定農業者の目標所得の記載方法を変更し、主たる従事者1人当たりの目標所得とその算定根拠について追記しました。

ページをはねていただいて、11ページをお願いします。過去の実績を踏まえ、新規就農者の現状の人数を5人から8人に変更しました。また、ページを1枚はねていただき、12ページの上段中ほどをお願いします。過去の実績を踏まえ、新規就農者の目標の人数を7人から10人に変更しました。

ページを1枚はねていただき、15ページをお願いします。表の中ほどをご覧ください。「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」を、過去の実績を踏まえて「50%」から「40%」に変更しました。

ページを1枚はねていただいて、17ページの下段をお願いします。農業経営基盤強化促進事業の一例として、

⑥人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化の推進に関する事業、

⑦農地中間管理事業の推進に関する事業、

⑨農業経営の円滑な継承の促進に関する事業

について追加しました。

また、

⑧遊休農地の発生抑制及び再生に関する事業について

を「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」から移動しました。

ページをはねていただいて、33ページの中ほどをお願いします。愛知県農業大学校内に設置された農起業支援ステーションについて追加しました。

次に作目ごとの個票の新旧対照表をご覧ください。

この個票は、基本構想において各作目ごとの年間所得250万円、600万円、1200万円をそれぞれ目標とした農業経営指標を示したものです。

本文の新旧対照表と同じく、左が現行、右が改正後で、改正点には下線が引いてあります。

昨今の農業情勢に合わせ、農業経営指標の修正を行っております。

作目ごとに

年間農業所得600万円を目指す基幹経営体15件

年間農業所得1200万円を目指すステップアップ経営体2件

年間農業所得250万円を目指す個別経営体4件の指標を記載しております。

主な修正の方針といたしましては、市内の生産者の現状を踏まえた変更を行っております。詳細は各作目ごとの個票をご確認ください。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【太田委員】

雇用労金が926円になっているが、これは変わりましたよね。

【農務課】

作成した時点での最低賃金を記載しています。

【太田委員】

最低賃金は県と同じなのか。

【農務課】

最低賃金につきましては、県の普及課と農務課が一緒に作成しています。普及課に作成をお願いした時点での最低賃金を記載しております。

【太田委員】

10月から上がっているが。

【農務課】

最低賃金が逸脱しないように、修正していきたいと思っております。

【会長】

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第52号農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取について、異議ないことを稲沢市長へ報告することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、異議ないことを稲沢市長へ報告することに決しました。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。よろし

いですか。

これもちまして、令和3年第9回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

ここで、最後の農業委員会にあたり、少しお時間をいただき、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

3年間の農業委員活動、会長としての務めも無事に終えることとなります。皆様のひとかたならぬ、ご協力、ご理解を賜り誠にありがとうございました。

今後も稲沢市の農業の発展と農業委員会の活動がより活発なものとなりますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3年間に渡り、本当にありがとうございました。

午後2時45分閉会

令和 年 月 日

会長

近藤 晴義

5番委員

永井 伸治

8番委員

瀧 信義